

時給制契約社員のスキル評価未実施による精算

1 概要

長野東郵便局郵便部及び第一集配営業部において、65歳以上の時給制契約社員のスキル評価を実施していなかったことにより、基本給、割増賃金及び臨時手当の未支給が発生したため、追給精算を実施する。

2 誤支給となった経緯

2019年7月、中条郵便局（旧集配センターマネジメント統合局）の局長から、当該局で郵便業務に従事する65歳以上の時給制契約社員のスキル評価の実施について、信越支社総務・人事部評価・給与担当に照会があった。

中条郵便局所属の時給制契約社員の旧受持局である長野東郵便局総務部に確認したところ、当該社員については65歳以上のためスキル評価を実施していなかったことが判明した。その後、当該局郵便部及び集配営業部（旧集配センター含む）のすべての時給制契約社員のスキル評価実施状況について調査を指示したところ、65歳以上の時給制契約社員に対してスキル評価を実施していなかったことがわかり、誤支給が発覚した。

3 発生原因

当該局で時給制契約社員を雇用する場合、当該部の雇用事務担当者が文書起案し、当該部長から総務部関係社員へ合議し、局長決裁を受けている。

現在の要員事情は非常に厳しく、募集しても補充がないため、やむなく高齢者の雇用を申請し、その繰り返しとなっているが、65歳以上であればスキル評価対象外であると、当該部を含め文書回覧した社員全員が誤認識していたため、スキル評価が未実施となっていた。

4 精算概要

(1) 対象者

郵便部……………3名
第一集配営業部……………1名
第一集配営業部（信濃町郵便局）…1名
第一集配営業部（中条郵便局）……2名
※ すべて時給制契約社員

(2) 精算期間

2014年10月～2019年9月

(3) 精算金額

合計 1,819,314円（追給）

(4) 精算時期

2020年1月月例給与で精算予定

5 再演防止策

(1) 人事異動及び担務変更による雇用事務担当者の交代時において、速やかに管理者から、65歳以上の時給制契約社員についてもスキル評価を行うことを含め、スキル評価対象者の考え方等について、新任の雇用事務担当者に対して指導を行う。

なお、管理者が異動した場合は総務部長等から指導を行う。

(2) スキル評価実施時において、総務部給与事務担当者から時給制契約社員リストを各部長へ配付することで対象者を把握する。また、スキル評価実施後、総務部給与事務担当者においてスキルアップシートと時給制契約社員リストを突合し、スキル評価の未実施者がなくスキル評価の実施漏れがないことを確認後、総務部長、局長へ報告する。

(3) スキル評価実施後等の賃金単価改定時において、現行の時給制契約社員リストを各部雇用事務計画担当者へ配付し、各部雇用事務担当者と共有し、賃金単価が変更となる対象者を把握する。また、雇用文書合議時に総務部給与事務担当者において、適正な賃金単価を適用しているかチェックを行う。